宣誓・同意書

竹富町船員誘致支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の申請に伴い、次の１～４までの全事項を宣誓し、５～６までのいずれにも同意します。

また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、本補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第８条の規定に従い、本補助金の支払いを受けていた場合は速やかに竹富町に返還します。

１　交付要綱等に定める補助対象要件を満たしていること(補助対象外に該当しないこと)

２　本補助金の交付を受ける者として、本紙裏面又は別紙記載の「反社会的勢力排除に関する誓約事項」に掲げる者のいずれにも該当しないこと

３　本補助金の申請内容全てに虚偽がないこと

４　「虚偽の申請による不正受給」、「補助金の目的外利用」や「補助金受給額を不当に釣り上げる」といった不正な行為に加担していないこと及び今後も加担しないこと

５　本補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金の受給者等に対し現地調査等を実施すること

６　交付要綱等並びに町長の指示に従うこと

年　　月　　日

補助対象者名